

平 戸 市 監 査 公 表 第 79 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 24 年 4 月 20 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

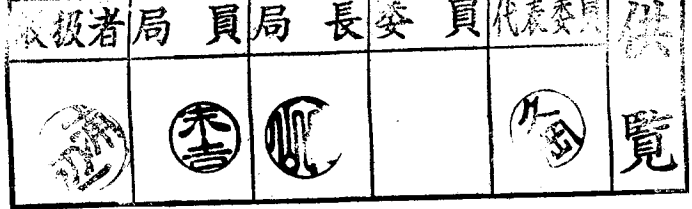
福祉保健部福祉課及び長寿保険課

第 3 監査の期間

平成 24 年 2 月 23 日から 2 月 24 日まで 2 日間

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

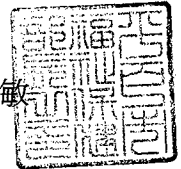
別紙のとおり



24 平福第 144-2 号
平成 24 年 4 月 19 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫 様
平戸市監査委員 近 藤 芳 人 様

福祉保健部長 小川 茂敏



定期監査の結果に基づく措置事項について（通知）

平成 24 年 4 月 16 日付け 24 平監第 5 号にて通知がありました定期監査の結果について、下記のとおり措置を講じましたので、通知します。

記

区 分	指摘を受けた事項	指摘に対する措置
福祉課	① 所管事業の補助金交付事務において、交付決定の時期など一部不適切な 事務処理が散見された。市補助金等交付規則など関係法令等を遵守し、適正な事務処理を求めたい。	補助事業者に対し、補助制度や交付要綱への理解を更に求めるなどし、関係法令等を遵守し適切な事務処理を図ってまいります。
	指導を受けた事項	指導に対する措置
長寿保険課	① 国民健康保険法第 116 条に基づく就学中の被保険者の特例は、就学中の学生であっても、経済的に自立した生活をしているのであれば適用できない。しかしながら、経済状況に関する審査が窓口で実施されていない。当該特例の届書に仕送り金額欄と収入金額欄を設けるなどして適用の適正化を図ること。	平成 24 年度より、従来使用している様式に、仕送りによる収入欄及びその他の収入欄を追加し、対応しております。

